

# 千葉県住居表示審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県住居表示審議会設置条例（昭和37年8月27日千葉県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員)

第2条 条例第3条第1項の常任委員が欠けた場合には、補欠委員を置くことができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係行政機関の職員)

第3条 条例第3条第2項の関係行政機関の職員は、次の者をいうものとする。

- (1) 日本郵便株式会社千葉中央郵便局の職員
- (2) 千葉地方法務局の職員
- (3) 千葉県警察部の職員
- (4) 千葉県小学校長会の会員
- (5) その他住居表示に関連があると認められる行政機関の職員

(会議の招集)

第4条 会長は、会議の開会日の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第5条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局市民自治推進部区政推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱の施行前になされた手続きその他の行為は、施行後この要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。